

定款細則
(委員会に関する規定)

第1条 (目的)

この規約は、一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会（以下、「当協会」という。）の定款第4条に規定する各種事業を運営する委員会について規定する。

第2条 (委員会の種類)

当協会は、次の委員会を理事会の基におく。

- (1)事務局
- (2)財務委員会
- (3)資格審査委員会
- (4)遭難対策委員会
- (5)企画委員会
- (6)登山学校委員会
- (7)クレーム処理委員会
- (8)広報委員会
- (9)クライミング技術委員会

第3条 (委員会の職務)

(1)事務局

当協会事務関係全般の内容について担当する。

(2)財務委員会

当協会財務の内容について担当する

(3)資格審査委員会

当協会のガイド資格認定、会員資格の調査検討、ガイド技術全般について担当する。

(4)遭難対策委員会

当協会の遭難対策全般と遭難対策技術、レスキュー技術認定について担当する。

(5)企画委員会

当協会の企画全般について担当する。

(6)登山学校委員会

当協会の一般登山者向け登山学校の事業を担当する。

(7)クレーム処理委員会

当協会のクレーム処理について担当する。

(8)広報委員会

当協会の広報活動全般について担当する。

(9)クライミング技術委員会

クライミングマスター認定、フリークライミング技術の調査研究について担当する。

第4条 (業務執行理事の選任)

定款第19条により業務執行理事(以下委員長という)を選任する。

(1)事務局

事務局長、事務局次長は理事会が選任する。

(2)財務委員会

財務委員長は理事会が選任する。

(3)資格審査委員会

資格審査委員長は、アルパインガイドとしてガイド経験5年以上で過去に2年以上の資格審査委員を経験している者の中から理事会が選任する。

(4)遭難対策委員会

遭難対策委員会委員長は、アルパインガイド、あるいはレスキューマスターとして経験5年以上で過去に3年以上の遭難対策委員を経験している者の中から理事会が選任する。

(5)企画委員会

企画委員長は理事会が選任する。

(6)登山学校委員会

登山学校委員長は理事会が選任する。

(7)クレーム処理委員会

クレーム処理委員長は専務理事が兼任する。

(8)広報委員会

広報委員長は理事会が選任する。

(9)クライミング技術委員会

クライミング技術委員長は理事会が選任する。

第4条 (委員会構成員の選任)

(1)事務局

事務局構成員は、事務局長、事務局次長とし、事務局職員を雇用することが出来る。

(2)財務委員会

財務委員長は若干名の財務委員を選任し、構成員とする。

(3)資格審査委員会

資格審査委員は、アルパインガイドとしてガイド経験3年以上で次の各号いずれかに該当する者の中から資格審査委員長が選任する。

①フランス高山ガイド資格所持者（Guide de Haute Montagne en France）

②フランス高山ガイド同等の職業ビザ所持者（D'equivalence en France）

③フランス国立登山スキー学校（ENS A）でのガイド研修修了者

④前項①から③に匹敵する技術を有すると思われる者

（4）遭難対策委員会

遭難対策委員は、正会員の中から遭難救助技術に秀でていると思われる者を遭難対策委員会委員長が選任する。

新たに正会員となった者は、全員が遭難対策委員となる。

（5）企画委員会

企画委員長は若干名の企画委員を選任し構成員とする。

（6）登山学校委員会

登山学校委員長は若干名の登山学校委員を選任し構成員とする。

（7）クレーム処理委員会

クレーム処理委員会の委員構成は次のものとする。

委員長 専務理事

副委員長 資格審査委員長

委員 事務局長、及び各事業委員会委員長

（8）広報委員会

広報委員長は若干名の広報委員を選任し構成員とする。

（9）クライミング技術委員会

クライミング技術委員長は若干名の委員を選任し構成員とする。

第5条 （委員会構成員の任期）

各委員会委員長、委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 委員長に欠員が出来た場合は、専務理事が代行し新たな補欠委員長を選任する。補欠委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 辞任または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行なわなければならない。

第6条 （解任）

その地位にふさわしくない行為を行なった委員長および委員は、理事会の議決により、解任することができる。

第7条 （委員会の開催）

委員会は、必要に応じて随時開催する。

2 専務理事の招集に応じて開催する。

第8条（委員会議事録） 委員会の議事については、議事録を作成し、理事会に報告する。

付 則

第9条 この「委員会に関する規定」の改廃は、理事会において策定し、総会の承認により施行される。

第10条 この規定は、2009年5月13日より施行する。

一部改定：平成23年4月4日、理事会にて一部改定する。

一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会